

## 第2回 事例研究部会 報告

テーマ：普天間飛行場代替施設に関する環境アセスメントに関する事例

日時：2008.4.19 . 13:30～16:00

場所：中央大学後楽園キャンパス、2号館、5階（2512）

参加者：28名（会員は10名）

### 【話題】

島津康男氏、桜井国俊氏の2名からそれぞれ30分、45分の話題提供があり、そこでは主に、環境アセスメント制度そのものの「形骸化」に対する指摘がなされた。

はじめに、島津氏は「史上最悪の独善アセス」のもとに、事業計画の経過から、計画内容・事前調査の不透明性、自然環境の予測が旧態依然、手続きの問題等についての意見が話された。

つぎに、桜井氏は『辺野古は「アセス」ではない！』をテーマに、その理由として、コミュニケーションの手段となっていない、事業内容（事業特性）が予測の前提となる程度に示されていない、方法書における事業特性、地域特性の記述の不完全さ、方法書における膨大な修正があったが、公示・閲覧はされなかった、住民の意見が出す機会がなかった、絶滅危惧種（ジュゴン）に対するアセスメントがなされていないなど事業の内容について、実情が話された。

話題提供の後、会場の参加者からは、手続きや方法書の閲覧のあり方、現行の環境アセスメントとの「ズレ」、使用する飛行機情報と騒音予測のあり方、などの意見が出た。

そこで、環境アセスメントの局面を切り出して討議し、その課題を整理すると以下のようなになる。

### 【現状と課題】

1. 事業関係者の立場などさまざまである。

この事例は、事業者の沖縄防衛局は、「事業ありきの立場」、行政である県の長は「推進容認する立場」、市民は生活環境、基地騒音、自然保護、その他で

「反対する立場」や地元企業者の経済活動として「推進する立場」、この事業に審査する審査会等は「専門家の立場」、基地についても環境配慮がなされているかどうかを審議する「アメリカの関係者」などさまざまである。

2．この事業の環境アセスメントは現行環境影響評価制度との間で「ズレ」がある。

この事業計画の経過から見られることは、事業推進に政治的な決断がまずあって、その日程・スケジュールにあわせての事業を進める前提が大きく左右している。旧来の「手続きアセスメント」と言われるのとなんら変わらない形態と見られ、関係者の参画を促している現行制度とはほど遠い実情になっている。

3．この事例は「飛行場の規模等については、県条例」、「埋立てについては、国の制度」によって実施、審議されねばならない事業内容であった。

4．方法書について不明確なところが多い。

- ・事業の計画段階で、事業内容が不明確であったこと（軍事目的のための事業であってその情報が十分に公開されていないためか）によって、方法書が3回書き換えられたこと、方法書の市民への閲覧は第1回目の方法書が公開されただけで、追加された方法書に対して市民が意見を述べる機会がなかった。経過から見て、第3回目の方法書が本来的な方法書といえると思われる。
- ・手続き方法書の公表・縦覧はホテルで行った。社会的に注目された事例であるために事業者はもっと多くの場所で情報公開し、その責任を果たすべきであった。今回の公開の形態としては不自然である。
- ・埋立て規模等については、複数案の提示（沿岸案、沖合い案）がなされているが、環境アセスメントとして、どれほど自然・環境に配慮した対応であるのかは不明瞭である。

例：(1) 埋めて計画（面積、場所等）変更による、海域生態系への影響、埋立て土砂量の変更、埋め立て用の土砂についての対応が明記されていなかった。

(2) 海域に生息する「ジュゴン」に対する保全対応があいまいであった（これは、その後アメリカでの公開情報からその課題が指摘されている）。

5．事業の推進について：環境影響評価法の第25条の解釈についてその考え方が不明確である。

埋立て規模等の変更に伴う、事業計画の変更が伴えば、手続きは元から始め

るのが妥当と考えるが、「変更は軽微」として、あいまいな状況で計画を続行したと見られる。「軽微」の意味を明確にしておくべきではなかったか。

6．現時点で指摘されている課題について、関係者のそれぞれの立場から明確にする必要がある。

#### 【まとめ】

- (1) 事業を進めるためには、事業者、住民、行政、専門家、NOP等が協力して、対象地域の持続的な環境を如何に守って・作っていくか、そのために行われるのが本来の環境アセスメントの趣旨であるが、この事例では、時限を決めた基地移転ありきの国の姿勢（行政）が強く出されている。そのために、事業に対して国民が「協力」する内容には至っていない。つまり、事業計画を明らかにし、その影響をより少なくするために方法書をよりよいものにする事、などが事業者に欠けている。
- (2) 事業内容で、色々と現状の事業について、住民、専門家から指摘されている課題についての見解・意見を事業者は呈示しておくことが必要である。何故ならば、事業を推進した結果、事業の結果予測が外れた場合、あるいは想定外の影響などが生じた場合、事業者としての事業責任を明らかにすることになる。
- (3) 現時点で指摘されている課題を事業者、行政、住民、専門家で協議して進める事が必要である。環境アセスメントは単に事業をするためのものでなく、事業による環境等への影響や負荷を如何に軽減、緩和するかを関係者で協議して、その結果として、事業者が責任において実行するものである。本来の基本は無視すべきでない。事業にはいろいろな次元の課題が含まれている。
- (4) 事業者に対して、国・県の行政担当者、審査会のメンバーは、事業に内在する課題は明確にし、公開し、残すように努力して欲しい。

参考資料：島津氏よりの原稿添付

(文責：企画委員長 石川公敏)